

議案第 50 号

権利の放棄（過年度分恩給過払返納金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

鳥取県知事 平井伸治

1 権利放棄の内容

過年度分恩給過払返納金に係る未返還額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

過年度分恩給過払返納金 460,900 円

3 相手方

債務者 東伯郡湯梨浜町 個人

4 理由

債務者が死亡したが、相続人は全員死亡しており、債権額を賄うに足る財産も見当たらず当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。